

函館市監査公表第 17 号

函館市長から，行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，当該通知（写）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により，別紙のとおり公表する。

令和 6 年 10 月 4 日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 浜 野 幸 子

函館市監査委員 斉 藤 佐知子

函 港 管
令和 6 年（2024 年） 9 月 2 5 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 大 泉 潤

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により，
次のとおり通知します。

部 局 名	港湾空港部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・		その他（行政監査）
監査等実施期間	令和 5 年 8 月 31 日～令和 6 年 3 月 25 日	提出日	令和 6 年 5 月 8 日
監 査 項 目 等	市が加入する各種保険について		
勧告事項，指摘事項，意見			
イ 公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済への加入手続きについて 本市の公用車の公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済への加入手続きは，企業局および病院局以外は，総務部が一括して行うこととしている。 港湾空港部においては，所管する公用車の加入手続きを港湾空港部で行っていたが，全庁的な取扱いに即し，総務部で行うよう改められたい。（港湾空港部）			
措置内容，対応・考え方			
港湾空港部で所管する公用車について，令和 6 年度分より当該加入手続きを総務部で行うよう改めております。			